

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府亀岡市大井町並河3丁目24番18号	平成23年7月31日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ナイティック工業株式会社 代表取締役 山田 保
--	--

主たる業種	紙以外の印刷業					細分類番号 1 5 1 3
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	平成21年度を基準に、平成25年度温室効果ガス排出量を5%以上削減する。					
計画を推進するための体制	代表取締役をエネルギー管理統括者として社内エネルギー管理・環境運営体制を整え、エネルギー削減・CO2排出量削減への取組を実施。又、年4回グループ会社全体で環境保全委員会を開催し、工場・事業所単位で省エネ活動の実施状況の報告を行っている。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量 (22) 年度	基準年度 (21) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量 (生産量 千t)	10,379.3	7,095.5	トン	トン	-31.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量 ( )	10,379.3	7,095.5	トン	トン	-31.6 パーセント
	実績に対する自己評価	23年12月にて危岡工場を閉鎖したため、▲31.6%となった。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 原単位の指標	基準年度 (21) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	工場 事業活動に伴う排出の量 (生産量 千t)	1,273.00	870.25			-31.64 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	23年12月の閉鎖により、4月～12月までの平均値となった。				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
	41.0 パーセント	41.0 パーセント	セント	セント	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	23年8月時点で閉鎖が判明していたため、取組みを停止した。				
	(24) 年度					
	(25) 年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるための実施した措置	措置の内容					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	3交代交代勤務を実施しており、勤務状態によっては公共機関の運行がなく、通勤に不都合が生じるため未実施である				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	NISSHAグループとして森林保全活動を予定しているが規模・期間等は未定のため、本計画書における効果予測値は記載していない					
特記事項	危岡工場については23年12月を持って閉鎖し、他拠点(甲賀・津)へ業務を集約した。現在は10名が管理業務を行っているのみであり、近畿経産局にも指定取消届を提出済みである。よって次年度の報告は行わないものとする。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。